

## 春日井市中小企業相談事業等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、中小企業の経済的及び社会的環境変化に対応しうる体質強化を図るため、予算の範囲内で、春日井商工会議所（以下「商工会議所」という。）が行う中小企業の経営指導等の事業に対し補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、愛知県の小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）第4条第2項各号に定める事業とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業のうち、県要綱別表第1に定める補助事業別補助対象経費とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額から補助事業に対する国及び愛知県の補助金、商工会議所が徴収する記帳指導手数料及び講習会受講料の収入を差し引いた額以内の額とし、3,000,000円を限度とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

### (申請手続)

第5条 規則第3条に規定する市長が定める提出期限は、当該年度の4月30日とする。

### (申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付

決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、規則第4条の規定による補助金の交付決定をした後、7月末日までに商工会議所の請求に基づいて交付するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から20日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

(書類の提出部数)

第9条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、それぞれ1部とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。